

印鑑登録の手続

①本人が窓口にくられる場合

本人 持ってきていただくもの

- 登録できる印鑑

※本人の自宅に照会書を郵送します

窓口
役場住民課

照会書(回答書)の郵送

通常3~4日かかります

本人の自宅

☆本人がこられるとき持ってきていただくもの

- 回答書(登録者本人が記入・押印)
- 身分証明書 ※
- 登録印鑑

窓口
役場住民課

☆代理人がこられるとき持ってきていただくもの

- (やむをえず本人がこれないとき)
- 回答書(登録者本人が全て記入の上押印、代理人欄も登録者本人が記入)
 - 登録者本人の身分証明書 ※
 - 登録印鑑
 - 代理人の認印
 - 代理人の身分証明書 ※

回答書の有効期限は1ヶ月以内
代理人がこられた場合は代理人に交付



②やむをえず代理人が窓口にくられる場合

代理人 持ってきていただくもの

- 登録できる印鑑
- 委任状
(登録者本人が自署して下さい)

窓口
役場住民課

- 代理人の印鑑(認印でも可)
- 代理人の身分証明書 ※

※本人の自宅に照会書を郵送します
委任状の書き方(例)
(登録者本人が自署して下さい)

委 任 状

代理人
住所 熊取町野田1丁目1番1号
氏名 熊取 花子

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

① 印鑑登録の申請
② 印鑑登録廃止の届出

令和 ○年 ○月 ○日

本人
住所 熊取町野田1丁目1番1号
氏名 熊取 太郎 印←登録する印鑑

※ 身分証明書は免許証・保険証等(複写不可)

③すぐに印鑑証明書がいる場合

本人が窓口にくられたときに限ります

持ってきていただくもの

- 登録できる印鑑
- 官公署の発行した免許証・許可証等で顔写真が貼ってあり、有効期限内のもの

(例) ◎自動車運転免許証
◎マイナンバーカード
◎住民基本台帳カード(写真付)
◎在留カード、特別永住者証明書 等
◎パスポート

◆参考:保証人制度

保証人(熊取町ですでに印鑑登録のある方)が、窓口で「印鑑登録申請書」の裏面に記入・押印することにより、申請者が本人であると証明していただきます。

持ってきていただくもの

- 本人... 登録できる印鑑
- 保証人... 登録印鑑
- 印鑑登録カード
- 身分証明書 ※



印鑑証明書の交付について

印鑑の登録

窓口
熊取町役場
住民課

印鑑証明書交付

- 印鑑証明書が必要なときは印鑑登録カードを必ずお持ちください
- 登録印鑑・委任状はいりません
- 印鑑登録カードは登録印鑑同様大切に保管してください
(注)印鑑登録カード・登録印鑑を紛失されたときは、印鑑登録廃止申請が必要です。又、引き続き印鑑登録が必要な方は新たに登録の手続きをして頂かなければなりません。
(注)氏名の変更が生じた場合、改印等新たな登録の手続きが必要となることがありますので、お届けください。
(注)磁気に近づけないでください

- 左の窓口で交付いたします。



交付手数料 1通 300円

印鑑登録の手続きと 印鑑証明書の交付について

——— 熊取町 ———

印鑑登録は、熊取町に登録された個人の印鑑(印影)を証明するものです。

この印鑑証明書は個人が社会生活の中で必要になる種々の手続きや法律行為に用いられ、とくに、資産の処分や融資の手続きには欠かせないなど、大変重要な役割を果たします。

それだけに町では、印鑑登録申請の取扱いにあたっては、より慎重であることが求められており、登録された方自身も、登録した印鑑や印鑑登録カードの保管には充分なご配慮をお願いします。

印鑑登録のできない方

- 15歳未満の方
- 熊取町に住民登録をしていない方

※その他、登録者本人が意思能力を有しない方と判断した場合は登録できません。

登録できる印鑑

- 一人一個
- 氏または名だけを彫ったもの、氏・名の両方を彫ったもの

登録できない印鑑

- 職業その他の事項をあわせて彫ったもの
- ゴム印やプラスチックプレス加工・流し込み印鑑などの変形しやすいもの
- 印影が不鮮明や文字の判断が困難なもの
- 輪郭がなかったり、欠けているもの
- 印影の大きさが、一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの

登録申請をするところ

- 役場住民課
- 印鑑登録カード交付手数料 300円

印鑑の登録をやめるとき、印鑑を替えたいときなど印鑑登録に関することは住民課へお問い合わせください。

TEL 072-452-6040(直通)

利用者証明用電子証明書搭載のマイナンバーカードをお持ちの方はコンビニ交付サービスをご利用いただけます。

